

議案第63号

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成27年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和61年杉並区条例第41号）の
一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に、「推進する」を「推進し、並びに行政手続に
おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第
27号。以下「番号利用法」という。）に基づく特定個人情報（番号利用法第2条
第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いの適正を確保する」
に改める。

第2条第1項第1号中「運用」の次に「並びに特定個人情報の取扱い」を加え、
同条第2項中「、防犯カメラ」を「及び防犯カメラ」に、「及び」を「の運用、特
定個人情報の取扱い並びに」に、「運用」を「管理運用」に改める。

第3条第1項中「20人」を「21人」に改め、同項第3号中「4人」を「5
人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以後最初に委嘱するこの条例による改正後の杉並区情報公開・個人情報
保護審議会条例第3条第1項第3号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわ
らず、平成29年6月30日までとする。

（提案理由）

情報公開・個人情報保護審議会の所掌事項に特定個人情報の取扱いに関する事項
を加える等の必要がある。

く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、個人情報保護条例、住基条例及び防犯カメラ条例の規定により区長がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

(1) 情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用並びに特定個人情報の取扱いに関する重要事項

(2) 略

2 審議会は、情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用、特定個人情報の取扱い並びに電子計算組織の管理運用に関する重要事項について、区長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員21人以内で組織する。

(1)及び(2) 略

(3) 学識経験者 5人以内

2 略

く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、個人情報保護条例、住基条例及び防犯カメラ条例の規定により区長がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

(1) 情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用_____に関する重要事項

(2) 略

2 審議会は、情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務、防犯カメラの設置等に関する事務及び_____電子計算組織の運用_____に関する重要事項について、区長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内で組織する。

(1)及び(2) 略

(3) 学識経験者 4人以内

2 略